

番号	質問	回答
1	週休2日とは、週に2日現場を閉めるということですか。	原則として、土曜日及び日曜日に週休日を設定し、週に2日現場を閉めることとしています。なお、現場の状況等により、やむを得ず週休日の作業を行う必要が生じた場合は、事前に協議した上で、土日に代わる代替休日を設定してください。
2	街路灯工事等で、週3日程度しか現場施工がない場合も、週休2日となりますか。	対象期間が30日以上または実作業と後片付けを行った日数が計22日以上の工事であれば週休2日と判断します。 なお、対象期間の設定については、監督員と協議してください。
3	週休2日の実績確認はどのような方法となりますか。	実施要領別添3を、交替制工事の場合、別添4の報告書で確認します。
4	現場閉所等の日に、会社で事務作業をした場合も現場閉所となりますか。	会社で事務作業（当該現場の事務作業を除く）をした場合でも、現場閉所等として取り扱います。 すなわち、現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所等と認められません。
5	週休2日を達成できなかった場合に、成績評定の減点はありますか。	週休2日を達成できなかった場合でも、成績評定の減点はございませんが、達成できなかった分は契約金額を減額変更いたします。
6	契約済みの工事も、工期の途中から週休2日となりますか。	週休2日促進工事として入札時に指定するため、原則として、工期の途中から週休2日促進工事になることはありませんが、請負者からの申し出により発注者が実施可能と判断した工事については、対象となります。
7	週休2日工事は、「交替制」がメインではないのですか。	「現場閉所」を原則とします。現場閉所が馴染まない工事に限り「交替制」を検討する予定です。
8	「交替制」の場合も工程表で実績確認しますか。	「交替制」の場合は、対象者（現場代理人、施工体制台帳に記載の職人等）を別添4の報告書で確認します。詳細については、監督員と協議してください。
9	工事毎に36協定の書類等を提出する必要がありますか。	千代田区への提出は必要ありません。36協定については、所轄の労働基準監督署にお問合せください。